

## 市川市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具購入費助成のご案内

小児慢性特定疾病医療費支給認定を受け、在宅療養をしている児童の保護者に対し、ネブライザーや電気式たん吸引器など日常生活用具の購入に要する費用を助成する制度です。

事前相談・申請となります。用具購入後のご相談はお受けできませんのでご注意ください。

### 助成対象者

市川市に住民登録があり、下記の各助成対象用具の要件を満たす方。

※障害者総合支援法や児童福祉法（小児慢性を除く施策）など他制度の対象とならない方に限ります。

### 助成対象用具

※各種目の助成は1回限りです（紫外線カットクリーム・ストーマ装具・人工鼻を除く）。

種目	要件	性能等	基準額
便器	常時介助を要する者	児童が容易に使用し得るもの（手すりが付いているもの又は手すりを付けることができるもので、住宅の改修を伴わないものに限る。）	4,900 円
特殊マット	寝たきりの状態にある者	じょくそうの防止又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる機能を有するもの	21,560 円
特殊便器	上肢機能に障がいのある者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの（取替えに当たり住宅の改修を伴うものを除く。）	166,320 円
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの（電動のものを含む。）	169,400 円
歩行支援用具	下肢が不自由な者	おおむね次に掲げる性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。 (1) 児童の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度及び安定性を有するもの(2) 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの	66,000 円
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、児童又は介助者が容易に使用し得るもの（設置に当たり住宅の改修を伴うものを除く。）	99,000 円
特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので、児童又は介助者が容易に使用し得るもの	73,700 円
体位変換器	寝たきりの状態にある者	介助者が児童の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	16,500 円
車椅子	下肢が不自由な者	児童の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの（電動のものを除く。）	77,440 円
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	13,380 円
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障がいのある者	児童又は介助者が容易に使用し得るもの	62,040 円
クールベスト	体温調節が著しく難しい者	疾病の症状に合わせて体温調節ができるもの	22,000 円
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がん又は神経障害を起こすことがある者	紫外線を遮ることができるもの	41,580 円/人
ネブライザー	呼吸器機能に障がいのある者	児童又は介助者が容易に使用し得るもの	39,600 円
パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的に測定することが可能な機能を有し、児童又は介助者が容易に使用し得るもの	173,250 円
ストーマ装具（消化器系）	人工肛門を造設した者	児童又は介助者が容易に使用し得るもの	113,520 円/人
ストーマ装具（尿路系）	人工膀胱を造設した者	児童又は介助者が容易に使用し得るもの	149,160 円/人
人工鼻	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な者	児童又は介助者が容易に使用し得るもの	128,700 円/人

各種目の基準額から、課税額に応じた保護者負担額を控除した金額を助成します。

階層区分	世帯の階層（細）区分		徴収基準月額	徴収基準加算月額
A階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯		0円	0円
B階層	A階層を除き、当該年度分の市町村民税非課税世帯		1,100円	110円
C階層	A階層及びB階層を除き、当該年度分の市町村民税均等割の額のみ課税世帯		2,250円	230円
D階層	A階層、B階層及びC階層を除き、当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の所得割の年額の区分が次の区分に該当する世帯	3,000円以下 3,001円から5,800円まで 5,801円から8,700円まで 8,701円から13,000円まで 13,001円から17,400円まで 17,401円から22,400円まで 22,401円から28,200円まで 28,201円から58,400円まで 58,401円から75,000円まで 75,001円から96,600円まで 96,601円から121,800円まで 121,801円から175,500円まで 175,501円から221,100円まで 221,101円から380,800円まで 380,801円から549,000円まで 549,001円から579,000円まで 579,001円から700,900円まで 700,901円から849,000円まで 849,001円から1,041,000円まで 1,041,001円以上	D1階層 2,900円 D2階層 3,450円 D3階層 3,800円 D4階層 4,250円 D5階層 4,700円 D6階層 5,500円 D7階層 6,250円 D8階層 8,100円 D9階層 9,350円 D10階層 11,550円 D11階層 13,750円 D12階層 17,850円 D13階層 22,000円 D14階層 26,150円 D15階層 40,350円 D16階層 42,500円 D17階層 51,450円 D18階層 61,250円 D19階層 71,900円 D20階層 全額	290円 350円 380円 430円 470円 550円 630円 810円 940円 1,160円 1,380円 1,790円 2,200円 2,620円 4,040円 4,250円 5,150円 6,130円 7,190円 左の徴収基準月額の10%。ただし、その額が8,560円に満たない場合は、8,560円

※徴収基準月額：対象児1人目の負担額 徴収基準加算月額：同世帯の2人目以降の対象児にかかる負担額

申請手続き

事前相談となります。担当者による聞き取り調査の上、下記の申請書類をご案内いたします。申請書類受理後支給決定をし、1～2週間程度で決定通知書および助成券を発行いたします。

- 市川市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具購入費助成金交付申請書
- 小児慢性特定疾病医療受給者証の写し
- 見積書（助成対象用具の種目及びその価格が記載されたもの）
- 日常生活用具意見書（児童が助成対象用具の要件を満たすことを示すもの）
- ※市外から転入された方など：児童の属する世帯のすべての世帯員に係る市町村民税の課税証明書

市川市福祉部障がい者支援課 福祉班  
 〒272-8501 市川市南八幡2丁目20番2号  
 ※令和3年1月4日より八幡1丁目1番1号  
 TEL：047-712-8513（直通）  
 FAX：047-712-8727